



宮 崎 県 公 報

平成21年11月26日 (木曜日) 第 2137 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
 合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… () 2		○道路の供用の開始…………… () 4
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 2		○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (都市計画課) 4
○指定居宅サービス事業の廃止…………… () 3		○宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第4の規定により知事が指定する区域及び同規則別表第9の規定により知事が指定する道路の一部を改正する告示…………… () 6
○指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更…………… () 3		正 誤
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… () 3		○平成20年3月31日付け県公報 (号外第17号) 中…………… 6

告 示

宮崎県告示第 747号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570201980	政所医院	宮崎県都城市高城町穂満坊3213-1	医療法人爽林会	宮崎県都城市高城町穂満坊3213-1	平成21年10月1日	短期入所療養介護
4570301582	一般社団法人暮らし生き生きみんなの会	宮崎県延岡市岡富町 976番地 4	一般社団法人暮らし生き生きみんなの会	宮崎県延岡市岡富町 976番地 4	平成21年10月1日	訪問介護
4570301590	訪問介護センターらぼーと	宮崎県延岡市南一ヶ岡5丁目9番5号	株式会社 クローバー	宮崎県延岡市南一ヶ岡5丁目9番5号	平成21年10月1日	訪問介護
4570301624	介護付有料老人ホーム土都楼	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16	医療法人久康会	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16	平成21年10月1日	特定施設入居者生活介護
4571700832	ハートケアデイサービス 三股事業所	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地24	有限会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地26	平成21年10月1日	通所介護
4572200220	五ヶ瀬町共生型福祉施設 通所介護	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町桑野内1514	社会福祉法人 五ヶ瀬町社会福祉協	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所 107	平成21年10月1日	通所介護

事業所	番地 5	議会	25-5
-----	------	----	------

宮崎県告示第 748号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301558	居宅介護支援センター らぼーと	宮崎県延岡市南一ヶ岡 5 丁目 9 番 5 号	株式会社 クローバー	宮崎県延岡市南一ヶ岡 5 丁目 9 番 5 号	平成21年10月 1 日	居宅介護支援
4570301616	あい愛ライフ 居宅介護支援事業所	宮崎県延岡市出北 3 丁目11番14号	有限会社 あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北 3 丁目11番14号	平成21年10月 1 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 749号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201980	政所医院	宮崎県都城市高城町穂満坊3213-1	医療法人爽林会	宮崎県都城市高城町穂満坊3213-1	平成21年10月 1 日	介護予防短期入所療養介護
4570301582	一般社団法人 暮らし生き生きみんなの会	宮崎県延岡市岡富町 976番地 4	一般社団法人暮らし生き生きみんなの会	宮崎県延岡市岡富町 976番地 4	平成21年10月 1 日	介護予防訪問介護
4570301590	訪問介護センター らぼーと	宮崎県延岡市南一ヶ岡 5 丁目 9 番 5 号	株式会社 クローバー	宮崎県延岡市南一ヶ岡 5 丁目 9 番 5 号	平成21年10月 1 日	介護予防訪問介護
4570301624	介護付有料老人ホーム土都楼	宮崎県延岡市土々呂町 4 丁目4390番地16	医療法人久康会	宮崎県延岡市土々呂町 4 丁目4390番地16	平成21年10月 1 日	介護予防特定施設入居者生活介護
4571700832	ハートケアデイサービス 三股事業所	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地 24	有限会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地 26	平成21年10月 1 日	介護予防通所介護
4572200220	五ヶ瀬町共生型福祉施設 通所介護事業所	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町桑野内1514番地 5	社会福祉法人 五ヶ瀬町社会福祉協議会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所 107 25-5	平成21年10月 1 日	介護予防通所介護

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 11 月 26 日 (木曜日) 第 2137 号

4570600728	竹島デイサービスセンター	宮崎県日向市竹島町1番地47	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市熊野字今江9898番地2	平成21年10月8日	介護予防通所介護
4571500539	デイサービス巨田ホーム	宮崎県宮崎市佐土原町上田島 11198番地1	特定非営利活動法人まんさくの会	宮崎県宮崎市佐土原町上田島 11198番地1	平成21年10月30日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 750号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570100612	社会福祉法人陽翠会 平和が丘デイサービスセンター	宮崎県宮崎市池内町 991	社会福祉法人陽翠会	宮崎県宮崎市池内町 991	平成21年10月18日	通所介護
4571500463	有限会社日和	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19652番地	有限会社日和	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19652番地	平成21年10月20日	福祉用具貸与
4570201030	有限会社サン愛	宮崎県都城市郡元町3205-14	有限会社サン愛	宮崎県都城市郡元町3205-14	平成21年10月31日	福祉用具貸与

宮崎県告示第 751号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570107421	居宅介護支援事業所 安寿	宮崎市恒久3丁目5番地19	居宅介護支援事業所 安寿	宮崎市恒久3丁目1番地17	平成21年10月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 752号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業	指定介護予防サービス事業所	指定介護予防サービス事業者	廃止	サービスの種類

所 番 号	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	年月日	種 類
4570100612	社会福祉法人陽翠会 平和が丘デイサービスセンター	宮崎県宮崎市池内町 991	社会福祉法人陽翠会	宮崎県宮崎市池内町 991	平成21年10月18日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 753号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年11月26日から平成21年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡都農町大字川北字森4062番2地先から同郡同町同大字字明田4353番地先まで	旧	16.6 ～ 24.5	280.0
				新	16.6 ～ 33.6	

宮崎県告示第 754号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年11月26日から平成21年12月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡都農町大字川北字森4062番2地先から同郡同町同大字字明田4353番地先まで	平成21年11月27日

宮崎県告示第 755号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、平成22年 3 月23日から施行する。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						
(1) 高速道路					(1) 高速道路						
路線名	区 間		距離	区域の限定	区 分	路線名	区 間		距離	区域の限定	区 分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
九州縦貫自動車道	熊本県との境界	清武町と宮崎市との境界 (清武町大字加納地内)	[略]	[略]	[略]	九州縦貫自動車道	熊本県との境界	都城市と宮崎市との境界	[略]	[略]	[略]
	熊本県との境界	清武町と宮崎市との境界 (清武町大字加納地内)					熊本県との境界	都城市と宮崎市との境界			
東九州自動車道	西都インターチェンジ	清武ジャンクション	[略]	[略]	[略]	東九州自動車道	西都インターチェンジ	国富町と宮崎市との境界 (国富町大字岩知野地内)	[略]	[略]	[略]

(2) 一般国道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
国道 2 20号	宮崎市と清武町との境界 (清武町大字加納乙 122番5地先)	清武町と宮崎市との境界 (清武町大字加納乙62番16地先)	50メートル	用途地域等を除く区域	第3種禁止地域等
	宮崎市と日南市との境界	[略]			
	[略]				
[略]					
国道 2 68号	[略]				
	小林市大字水流迫字松原 2 17番 4 地先	小林市と野尻町との境界	[略]		
	小林市と野尻町との境界	野尻町大字東麓字大塚2550番23地先	300メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
	野尻町大字東麓字出口1999番 1 地先	野尻町と宮崎市との境界	300メートル	[略]	
国道 2 69号	[略]				
	九州縦貫自動車道との交点 (都城市山之口町山之口地内)	[略]			
	宮崎市と清武町との境界 (清武町大字今泉地内)	正手橋 (清武町大字今泉地内)	100メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
	清武町池田台北29番 377地先	清武町と宮崎市との境界 (清武町大字加納地内)	100メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
[略]					

(3)~(5) [略]

(6) 鉄道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
日豊線	[略]				
	宮崎市と清武町との境界 (清武町大字加納地内)	[略]			
[略]					

9 条例第9条第4号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びそ

(2) 一般国道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
国道 2 20号	宮崎市と日南市との境界	[略]			
	[略]				
[略]					
国道 2 68号	[略]				
	小林市大字水流迫字松原 2 17番 4 地先	小林市野尻町東麓字大塚2550番23地先			[略]
	小林市野尻町東麓字出口1999番 1 地先	小林市と宮崎市との境界	100メートル		[略]
国道 2 69号	[略]				
	九州縦貫自動車道との交点 (都城市山之口町山之口地内)	[略]			
[略]					

(3)~(5) [略]

(6) 鉄道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
日豊線	[略]				
	宮崎市と都城市との境界	[略]			
[略]					

9 条例第9条第4号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びそ

の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域とする。

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
国道 2 68号	小林市大字堤 字並松添2977 番地27地先	[略]			
	野尻町大字東 麓字大塚2550 番23地先	野尻町大字東 麓字出口1999 番1地先	300 メー トル	規則別表第4に 定める第1種規 制地域等	

の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域とする。

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区 分
	起 点	終 点			
[略]					
国道 2 68号	小林市大字堤 字並松添2977 番地27地先	[略]			

宮崎県告示第 756号

宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第4の規定により知事が指定する区域及び同規則別表第9の規定により知事が指定する道路（平成5年宮崎県告示第 631号）の一部を次のように改正し、平成22年3月23日から施行する。

平成21年11月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>3 規則別表第9の2(1)2の項に規定する知事が指定する道路は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主要地方道</p> <p>県道宮崎北郷線（国道 269号との交点から清武町と宮崎市との境界（清武町大字木原地内）までの区間及び宮崎市と日南市との境界から県道日南高岡線との交点までの区間）、県道都城申間線、県道都城東環状線、県道高岡郡司分線（宮崎市と清武町との境界（清武町大字木原地内）から清武町と宮崎市との境界（清武町大字船引地内）までの区間）、県道宮崎高鍋線（宮崎市と新富町との境界から国道10号との交点（高鍋町大字北高鍋地内）までの区間）、県道日知屋財光寺線及び県道京町小林線</p> <p>(2) 一般県道</p> <p>県道細島港日向市停車場線、県道大久保木崎線（国道 269号との交点から清武町と宮崎市との境界（清武町大字木原地内）までの区間）、県道生駒高原北西方線（県道小林えびの高原牧園線との交点から県道京町小林線との交点までの区間）、県道財部庄内安久線（鹿児島県との境界から国道 269号との交点までの区間）及び県道日南南郷線</p>	<p>3 規則別表第9の2(1)2の項に規定する知事が指定する道路は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主要地方道</p> <p>県道宮崎北郷線（宮崎市と日南市との境界から県道日南高岡線との交点までの区間）、県道都城申間線、県道都城東環状線、県道宮崎高鍋線（宮崎市と新富町との境界から国道10号との交点（高鍋町大字北高鍋地内）までの区間）、県道日知屋財光寺線及び県道京町小林線</p> <p>(2) 一般県道</p> <p>県道細島港日向市停車場線、県道生駒高原北西方線（県道小林えびの高原牧園線との交点から県道京町小林線との交点までの区間）、県道財部庄内安久線（鹿児島県との境界から国道 269号との交点までの区間）及び県道日南南郷線</p>

正 誤

平成20年3月31日付け県公報（号外第17号）中

ページ	段	誤	正
7	下		